⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、下記条件ⓐ～ⓒを満足する工事（以下「同種工事」という。）を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

ⓐ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者、又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員は以下の施工実績を有すること。

・堤高60m以上のコンクリートダム本体工事の施工実績

ⓑ　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員１社は、ⓐ又は以下の施工実績を有すること。

・堤高30m以上のコンクリートダム本体工事の施工実績

ⓒ　特定建設工事共同企業体の上記２社ⓐ、ⓑ以外の構成員（構成員が３社の場合に限る。）は、ⓐ又はⓑ又は以下のいずれかの施工実績を有すること。

・コンクリートダム本体工事又はコンクリート砂防堰堤工事の施工実績

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から６）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

なお、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事（フレックス方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）ダム工事総括管理技術者の資格を有する者であること。なお、特定建設工事共同企業体にあっては代表者、経常建設共同企業体にあってはいずれかの構成員の配置予定技術者が、当該資格を有すること。

３）平成22年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑸に掲げる工事）における施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。

ⓐ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者、又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員の配置予定技術者は、以下の施工経験を有する者であること。

・堤高60m以上のコンクリートダム本体工事の施工経験

ⓑ　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員１社の配置予定技術者は、ⓐ又は以下の施工経験を有する者であること。

・堤高30m以上のコンクリートダム本体工事の施工経験

ⓒ　特定建設工事共同企業体の上記２社ⓐ、ⓑ以外の構成員（構成員が３社の場合に限る。）の配置予定技術者は、ⓐ又はⓑ又は以下のいずれかの施工経験を有する者であること。

・コンクリートダム本体工事又はコンクリート砂防堰堤工事の施工経験

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

４）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

５）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

６）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

７）上記１）から５）について確認できる書類を入札書提出期限までに提出すること。該当書類が提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員または当該構成員とする。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

ａ　「堤体コンクリートの品質確保」に関する技術提案

ｂ　「施工時の配慮事項」に関する技術提案

上記ａ及びｂに関する技術提案について評価する。

２）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価　ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

３）賃上げの実施に関する評価　賃上げの実施を表明した企業について評価する。

４）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は、「堤体コンクリートの品質確保」に関する技術提案及び「施工時の配慮事項」に関する技術提案と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。